

栗東市立大宝東小学校  
いじめ防止等基本方針



令和4年4月1日

栗東市立大宝東小学校

## 目次

<u>1. はじめに</u>	- 3 -
<u>2. いじめの定義</u>	- 3 -
<u>3. いじめの禁止</u>	- 3 -
<u>4. いじめ防止等のための組織</u>	- 3 -
◎ <u>生徒指導体制</u>	- 4 -
<u>5. 学校全体としての取組</u>	- 5 -
<u>学校の基本姿勢</u>	- 5 -
<u>(1) いじめ防止のための取り組み</u>	- 5 -
<u>(2) いじめの早期発見</u>	- 5 -
<u>(3) いじめへの対処</u>	- 6 -
<u>(4) 家庭及び地域との連携</u>	- 6 -
<u>《家庭》</u>	- 6 -
<u>《地域》</u>	- 6 -
<u>(5) 関係機関との連携</u>	- 6 -
<u>6. 重大事態への対処</u>	- 7 -
<u>(1) 重大事態の意味について</u>	- 7 -
<u>(2) 事実関係を明確にするための調査の実施</u>	- 7 -
<u>7. 基本方針の見直し</u>	- 7 -
<u>8. いじめ防止等に向けての年間計画</u>	- 7 -
★ <u>わが校のストップいじめアクションプラン (別添)</u>	- 9 -

# 栗東市立大宝東小学校 いじめ防止基本方針

2022年（令和4年） 4月 1日改定  
栗東市立大宝東小学校長  
栗東市立大宝東小学校いじめ等防止対策委員会

## 1 はじめに

いじめ問題への対応は学校における重要課題の一つである。その解決のため、学校が一丸となって組織的に対応していかなければならない。平成25年9月28日に施行されたいじめ防止対策推進法の規定に基づき、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、ここに本校のいじめ防止等に関する基本的な方針（以下「学校の基本方針」という）を策定する。

いじめ防止等の対策に関する基本理念として、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめ防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにしなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにしなければならない。加えて、いじめ防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、県、市、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめ問題を克服することを目指して行われなければならない。

## 2 いじめの定義

- 1 「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校において、一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- 2 「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- 3 「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。
- 4 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）などをいう。
- 5 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えないう所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

## 3 いじめの禁止

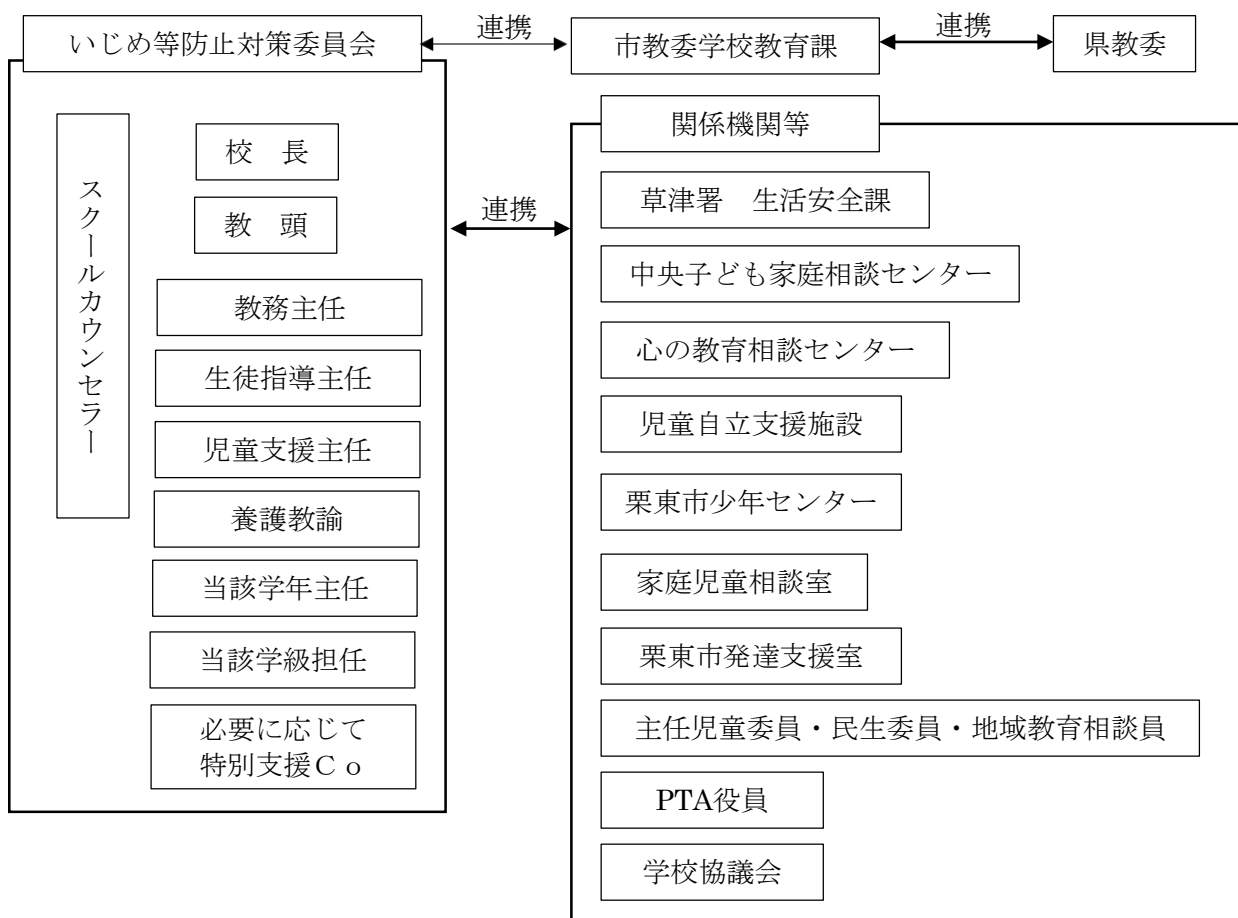
児童生徒は、いかなることがあろうともいじめを行ってはならない。また、いじめが行われているのを周りで見たり、聞いたりしたときは、速やかに周りにいる教職員、保護者、地域の大人に相談をすること。

## 4 いじめ防止等のための組織

「いじめ」はいじめられた児童生徒の立場になって問題の解決に当たらなければならない。そのためには、児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認していくことが大切である。いじめの認知については、特定の教職員がするのではなく、いじめ防止対策推進法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

学校には、いじめ防止等（いじめの防止、いじめの早期発見、いじめの対処）のための組織『いじめ等防止対策委員会』を置き、その組織体制は、以下の組織図による。この組織では、いじめ防止等に関わり、学校内で中心的な役割を果たすものとする。

◎ 生徒指導体制



<いじめ等への対応の手順（発見者が教職員の場合）>

いじめ等への対応については、次のような手順を基本とする。ただし、ケースやその時の体制に応じて臨機応変に対応する。

- ① [発見者] → 校長・教頭・教務・学年主任及び生徒指導主任に連絡する。

<生徒指導報告書の活用>・・・別紙

- ② [校長・教頭・生徒指導主任] → いじめのレベル等の判断し、指導対応を決める。

レベル	具体的な事象	対応	報告	分類
1	・単発的なモノ隠し ・1対1の無視・仲たがい ・単発的な手紙やメールによる嫌がらせなど	学級担任を中心とした対応	月例報告 ・様式⑥いじめ認知一覧	事案
2	・連続的なモノ隠し ・多対一や強弱の人間関係の中での無視・仲たがい ・連続的な手紙やメールによる嫌がらせなど	学年主任を中心とした対応	いじめ認知報告書(県生様式2) +場合により様式1または2	事案
3	・悪質な加害行為 ・甚大な被害生徒の心身の被害 ・指導後の再発	対策委員会を中心とした全校対応	問題行動速報 +様式1または2	事件
4	・暴力行為・集団による威嚇 ・被害児童の危機的状況 ・金銭等の強要 など	警察・児童相談所等の関係機関との連携	問題行動速報 +様式1または2	事件

- ③〔いじめ防止等対策委員会〕→ 委員会を開き、ここまでの情報を整理し、  
今後の方策および対策を確認する。(②が兼ねる場合あり)
- ④〔生徒指導主任・児童支援主任・学年主任・学級担任等〕  
→ ●それぞれの役割に従い関係児童に事実確認の後、初期指導にあたる。  
●被害児童の心のケアに努める。  
○家庭と連絡をとり、学校・家庭両者連携の指導を開始する。
- ⑤〔市教育委員会および関係機関との連携〕  
→ 市教委に報告し、必要に応じて関係機関と連携をとり、対応を協議する。
- ⑥〔生徒指導主任→全教職員へ〕  
→ 事実や指導の経緯などについて共通理解を図り、事後の指導に役立てるため、  
打ち合わせ等で全職員に伝える。
- ⑦〔学級担任・生徒指導主任〕→ いじめの事実や指導の経緯などについて、記録に残していく。  
(必ず、次年度以降にも引き継いでいく。)
- ⑧〔学級・学年担任及び全教職員〕〔いじめ等防止対策委員会〕→ 継続観察、継続指導を行う。

## 5 学校全体としての取組 —学校の基本姿勢—

校内研修をはじめとして、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る取り組みを定期的に行っていく。また、市の「いじめ防止基本方針」をもとに、いじめの防止、いじめの早期発見・いじめへの対処に関する取組方法等を具現化し実践していく。こうした取り組みを徹底しながら、絶えず情報交換をし、全教職員で共通理解を図り、さらに、学校マネジメントシステムを有効に活用しながら、PDCAサイクルを通して取り組みの充実を図っていく。

### (1) いじめ防止のための取り組み

いじめの防止については、学校教育活動全体を通じて、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、日々の活動の中で一人ひとりをしっかりと見とれるよう取り組みを進めていく。

#### ①児童等の豊かな情操と道徳心を培う。

- ・道徳の授業を中心とした日々の学校生活全般における道徳心
- ・なかよし宣言の定着 → 4月中に全学級指導
- ・なかよしの日(月初めの朝学習) → 常に人権感覚を持てるよう取り組む。
- ・校内人権週間

#### ②児童生徒があらゆる活動の中で、自己有用感や自己存在感がもてる取り組みを進める。

- ・児童一人ひとりが活躍できる場(行事や授業等)の確保
- ・人権学習やソーシャルスキルトレーニングの実践  
「いいかえるくん」の指導と活用 → 4月中に全学級指導
- ・「読み解く力」の育成

### (2) いじめの早期発見

いじめは、迅速な対応が求められる。そのためには、全ての大人が連携して、児童の些細な変化に気づく力を高め、どんな些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知して取り組みにあたる。

#### ①いじめの早期発見のための、定期的なアンケート調査や教育相談の実施。

- ・あのねアンケート(年3回)→6月・11月・2月
- ・あのねタイム(年2回)→6月・11月 各学級担任と担任する児童全員との教育相談週間
- ・定例のマモリン委員会において、校内の見守り状況等の共通理解を図る。(いじめ防止等対策委員会を兼ねる時もある。) → 各推進部会との連携・取組の推進
- ・休み時間に一緒に遊ぶなどを通して、普段から情報収集を行う。

- ②さまざまな電話相談窓口等の周知により、児童がいじめを訴えやすい体制を整える。
  - ・電話相談に関するカードを全員配布。
- ③地域・家庭・関係機関と連携して児童を見守っていく。
  - ・学校説明会や学校協議会等で、情報を伝えていく。また、情報を収集する。

### (3) いじめへの対処

いじめが確認された場合、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し事情を聞き取り、さらにいじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導する。

- ①学校としての組織的対応をする。
- ②家庭や教育委員会への連絡・相談をする。
- ③事案に応じて、関係機関との連携を図る。

いじめは、単に謝罪を持って安易に解消することはできない。いじめが「解消している状態」とは、少なくとも二つの条件が満たされている必要がある。①いじめが止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3ヶ月を目安とする）継続していること。②いじめの行為により心身の苦痛を感じていないかどうかを被害児童本人および保護者に対し、面談等により確認できていること。なお、いじめが解消している状態とは、あくまでひとつの段階に過ぎず、解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にありえることを踏まえ、教職員は当該いじめ被害児童および加害児童を日常的に注意深く見守っていく。

### (4) 家庭及び地域との連携

社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携が必要である。また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

#### 《 家庭 》

学校と保護者とが一体となった取り組みをするために、毎月为学校便りや、学年通信に人権にかかわる記事を掲載したり、学級通信で日々の学級の様子を伝えたりして、学校からの情報発信を積極的に行う。保護者と協力しながらいじめを未然に防止し、初期の段階で阻止できる取組を実施する。また、家庭での子どもの様子を聞きながら、現代に生きる子ども達が抱える問題に共通認識で対応できるよう取組を図っていく。

- ①学校と保護者とが情報を共有する。
- ②家庭でのいじめの気づきのための取り組みを進める。
- ③保護者に対して「いじめ未然防止」や「本校のいじめ防止対策」等について学校説明会やP T A研修の中で周知、共通理解を図る。

#### 《 地域 》

学校長の諮問機関である学校協議会において、学校が抱える問題を議題として話し合いを進める。特に、いじめについては様々な立場の委員から建設的な意見をいただきながら取り組みを進め、ときには協力を仰ぐ。

また、主任児童委員をはじめとして、民生委員、地域教育相談員、コミュニティセンター員、地域ボランティア等の協力を仰ぎながら、地域での子育ての在り方や、親子での取り組み等を通して、地域としての子どもへの関わりを深めてもらう。

- ①学校協議会への働きかけを進める。
- ②地域へのいじめ防止等への周知を進める。
- ③地域の関係団体との連携を促進する。

### (5) 関係機関との連携

いじめの問題への対応においては、市教育委員会との連携はもとより関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）との適切な連携が必要である。「いじめ」の中でも、犯罪行為として取り扱われるべきものについては、速やかに警察に相談することとし、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような場合は、警察に通報することとする。なお、そうした際には、教育的な配慮や被害者の意向への配慮も踏まえた上で、早期に、警察に相談・通報の上、連携した対応をとる。

- ①市教育委員会や関係機関との連携を図る。
- ②児童への学校以外の相談窓口の周知を図る。
- ③必要に応じて、医療機関などの専門機関との連携を図る。

## 6 重大事態への対処

### (1) 重大事態の意味について

重大事態とはいじめにより次のような事態に陥ったことである。

#### ①「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・心身に重大な被害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・いじめにより転学等を余儀なくされた場合 などである。

#### ②「相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」

不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、迅速に調査に着手することが必要である。上記により、学校または市教育委員会が重大事態と判断した場合には、学校または市教育委員会が調査等にあたる。

### (2) 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実確認を明確にする」とは、重大事態にいたる要因となったいじめ行為が、

- ・いつから(いつ頃から)か
- ・誰から行われたか
- ・どのような態様だったのか
- ・いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係の問題点は何か
- ・学校教職員がどのように対応したか

こうした客観的な事実関係を速やかに調査する。

また、調査においては、累積性、複合性について遡及調査ならびに周辺調査を行うものとする。この調査は、学校と市が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものとし、争訟等への対応を目的とはしない。

調査を実りあるものにするために、市や学校に不都合なことがあっても、事実にしっかりと向き合い、主体的に再発防止に取り組むものとする。

## 7 基本方針の見直し

学校マネジメントサイクルに則り、随時基本方針は見直し、より実効性のあるものとしていく。

## 8 いじめ防止等に向けての年間計画

令和4年度「ストップいじめ行動計画・年間計画」(栗東市立大宝東小学校)

月	教職員・児童生徒の取組や活動	P T A・地域の取組や活動
4月	■大宝東小学校いじめ防止基本方針およびいじめ対応のポイント研修<いじめ防止対策全体会> ○学級指導『大宝東小なかよし宣言』 <input type="checkbox"/> 「いいかえるくん」の指導と活用 ○なかよしの日 <input type="checkbox"/> マモリン委員会	

5月	○なかよしの日 □個別懇談会	▲学校説明会において、いじめ防止等の取組の周知
6月	●第1回あのねアンケート ●■「あのねタイム」(教育相談)実施 ○なかよしの日 □マモリン委員会	△学校便りにおいて、家庭でのいじめ発見チェック項目を周知する ◆▲学校協議会において本校のいじめ防止等の取組についての周知
7月	○なかよしの日 □個別懇談会	△前期地区別懇談会
8月	□子どもを語る会(マモリン委員会)	
9月	○なかよしの日	
10月	■第2回あのねアンケート ○なかよしの日 □マモリン委員会	
11月	○なかよしの日 □いじめ等防止対策拡大委員会(定例) ●■「あのねタイム」実施	△栗東西中学区人権教育地域ネット協議会研修会 △PTA人権研修会
12月	○なかよしの日 ○人権作品制作(作文、ポスターなど) □個別懇談会 ●校内人権週間「人権学習」	
1月	○なかよしの日 □マモリン委員会 □学校評価による取組の見直し	△PTA後期地区別懇談会
2月	○なかよしの日 ●第3回あのねアンケート □マモリン委員会 □学校評価による取組の見直しと次年度の計画作成	
3月	○なかよしの日	
年間を通して	○自己存在感・自己有用感の育成のためにソーシャルスキルトレーニング等の実施 ●やさしさ・計画委員会の活動 □児童一人ひとりが活躍できる場の確保(授業や行事) □普段からの情報収集(休み時間等の子どもとの関わりを通して) □道徳教育の充実 □緊急いじめ等防止対策委員会(随時) □職員会議・打合せを活用した児童共通理解	△登下校の見守り、通学路立哨パトロール △愛のパトロール ◇スクールガード登下校見守り △◇必要に応じて学校便りによるいじめやインターネット上の問題についての啓発

□：教職員の取組や活動    ○：児童生徒の取組や活動    △：PTAの取組や活動    ◇：地域の取組や活動  
(特に重点的に取り組む内容については、■、●、▲、◆のマークを付ける)